

「新たな備えサポート隊 in 松山」実行委員会 入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、「新たな備えサポート隊 in 松山」実行委員会（以下「実行委員会」という。）規約第5条の規定に基づき、実行委員会の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 実行委員会の団体会員になろうとする団体は、所定の入会申込書を実行委員会に提出しなければならない。

2 実行委員会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に実行委員会において決定する。

- (1) 実行委員会の目的に賛同し、その達成に協力するものであること。
- (2) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。
- (3) 実行委員会の団体会員であった団体である場合においては、過去において退会の処分を受けたものでなく、前項(1)(2)の要件を満たすものであること。

3 実行委員会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 実行委員会の入会に際して、入会金や会費は徴収しない。

(退会)

第4条 実行委員会の団体会員から退会しようとするものは、実行委員会に退会届を提出しなければならない。

2 実行委員会からの退会の可否は、実行委員会において決定する

(変更)

第5条 この規程は、実行委員会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、実行委員会発足の日から施行する。

以上